

談合情報対応マニュアル

第1 基本的な考え方

1 情報に対応する基本姿勢

入札の執行にあたっては、談合その他の不正行為の排除が強く求められており、入札談合に関する情報（以下「談合情報」という。）は、事前に不正を防ぐ絶好の機会であるので、迅速に対応することにより市民からの付託にこたえるべく努力すること。

なお、本マニュアルは、通常想定される情報への標準対応を規定したものであり、情報によっては、公正取引委員会等関係機関と事前に相談するなど適切な対応に努めること。

2 情報の確認、調書の作成、報告

職員は、入札に付そうとする工事について談合情報があった場合には、当該情報提供者の身元、氏名等を確認のうえ、ただちに、情報の内容を談合情報報告書（別記様式第1）にまとめ、契約検査課長に報告すること。

情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請すること。

なお、新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合にも、報道に基づき報告書をまとめ、契約検査課長へ報告すること。

3 審査会の招集及び審議

契約検査課長は、2により報告を受けたときは、当該情報の信憑性等を考慮して、**渋川市建設工事入札審査会**（以下「**審査会**」という。）の委員長（以下「**委員長**」という。）に審査会を招集するよう依頼するものとし、審査会は第2以下の手続きによることが適切であるか否かについて審議するものとする。

4 公正取引委員会等への通報

公正取引委員会等関係機関への通報は、次の場合に総務部長が行うこと。

- (1) 入札執行前に談合情報を得て、「第2の1の(1)」により、「調査に値する」と判断した場合
- (2) 入札執行後に談合情報を得た場合は、審査会の審議の結果、「調査に値する」と判断された場合

5 報道機関との対応

談合情報を把握した以降において、報道機関等から、発注者としての対応について説明を求められた場合には、総務部長が対応するものとする。

第2 具体的な対応

審査会は、談合情報があった場合には、原則として、次に従い対応し、詳細な手順は第3に従うこと。

1 入札執行前に談合情報を把握した場合

- (1) その談合情報の内容が次のケースの場合、入札執行前に事前聴取を行

うこと。

情報提供者の氏名、連絡先（電話番号等）及び対象工事名、落札予定業者（共同企業体の場合は、代表者名又は構成員名等で共同企業体が特定できる場合）が、明らかである場合

情報提供者の氏名等は明らかではないが、現にその情報を通報してきた者について の事項が明らかで、かつ次の情報が含まれている場合

ア 談合に関与した業者名が明らかである。

イ 談合が行われた日、場所、具体的な談合方法等が明らかである。

ウ 設計金額に極めて近い落札予定金額を示している。

エ その他談合に参加した者以外に知り得ない情報があること。

なお、事情聴取を行わない場合においても、入札に当たっては、すべての入札参加者から誓約書を提出させるとともに、入札執行後に談合の事実が明らかと認められた場合、入札を無効にする旨の警告を行った後に入札を実施する。

また、入札と同時に入札金額積算内訳書の提出を求め、積算担当者（当該工事の積算内容を把握している職員）がチェックすること。

この場合において、あらかじめ、入札金額積算内訳書の提出を求めているときは、入札時に入札金額積算内訳書の提出を要請し、後日、積算担当者がチェックすること。

（２） 事情聴取

入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）全員を対象にして、事情聴取を行うこと。事情聴取を行う対象者は、原則として、契約締結権を有する者又はそれに準ずる者とする。

事情聴取は、入札までの時間、発注の遅れによる影響を考慮して、入札日前の日において行うか、又は入札開始時刻若しくは入札日の繰り下げ等により入札を延期したうえで行うこと。

聴取結果については、事情聴取書（別記様式第３）を作成すること。

（３） 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、入札の執行を延期するか、又は中止するものとする。

（４） 談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合は、入札参加者全員から誓約書を提出させるとともに、入札執行後、談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨の警告をした後に入札を行うこと。

この場合、入札参加者全員に対し、第１回の入札に際し入札金額積算内訳書を提出するよう要請すること。

ただし、入札金額積算内訳書の提出を求めている入札の場合において、入札日に事前聴取を行う等、あらかじめ入札金額積算内訳書の提出を要請する時間的余裕がないときは、発注の遅れによる影響、入札金額積算内訳

書のチェックの必要性等を考慮して、入札金額積算内訳書の提出を要請のうち、入札金額積算内訳書のチェックを行わずに入札を執行するか、又は入札日を延期して入札を執行するか、いずれかの方法により対応すること。

入札には、積算担当者が立ち会い入札金額積算内訳書を入念にチェックすること。

入札金額積算内訳書のチェックにおいて、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、(3)により対応すること。

2 入札執行後に談合情報を把握した場合

入札執行後に談合に関する情報があった場合、入札後においては入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額は既に閲覧に供されていることに留意して、以下の手続きによることが適切か否かを審査会で判断すること。

(1) 契約（仮契約を含む）締結前の場合

審査会への報告

談合情報があった場合は、契約を保留し、契約検査課長へ報告して、その取扱いを審査会で審議すること。

審査会の審議の結果、「調査に値しない」と判断された場合は、落札者と契約する。

事情聴取

審査会の審議の結果、「調査に値する」と判断された場合は、入札参加者全員を対象にして、速やかに事情聴取を行うこと。

聴取結果については、事情聴取書を作成すること。

談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、入札を無効とすること。

談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、落札者から誓約書を提出させたうえで、契約を締結すること。

(2) 契約（仮契約を含む）締結後の場合

審査会への報告

談合情報があった場合は、契約検査課長へ報告して、その取扱いを審査会で審議すること。

事情聴取

審査会の審議の結果、「調査に値する」と判断された場合は、入札参加者全員を対象にして、速やかに事情聴取を行うこと。

聴取結果については、事情聴取書を作成すること。

談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、関係機関へ速やかに報告すること。

第3 個別手続きの手順等

第2に定める事情聴取等の手続きにおいて、次に掲げる事項に留意して行うこと。

1 報告書

契約検査課長は、談合情報に係る通報を受けた場合に、情報の内容が談合情報報告書（別記様式第1）にまとめられていない場合には、自らまとめること。

2 公正取引委員会等への通報等

- (1) 公正取引委員会等関係機関への通報は、総務部長が行うこと。
- (2) 公正取引委員会等関係機関への通報は別紙様式第2によること。
- (3) 公正取引委員会等関係機関へは、手続きの各段階で事情聴取書、誓約書、入札金額積算内訳書、入札調書の写し等を送付するものであるが、事情聴取から入札までの手続きを引き続いて行う場合には、これらを入札終了後にまとめて送付することができる。
- (4) 談合の事実を確認した場合（疑わしい場合を含む）には、総務部長は別記様式第2の2により公正取引委員会へ通知すること。

3 事情聴取の方法

- (1) 事情聴取は、審査会が指名した複数の職員により行うこと。
- (2) 事情聴取は、別記様式第3を参考として、必要な事項について聞き取りを行うこと。
- (3) 聴取結果については、別記様式第3により事情聴取書を作成すること。

4 誓約書の提出等

- (1) 誓約書（別記様式第4）については、誓約書の写しを公正取引委員会等へ送付する旨、事情聴取の対象者全員に周知したうえ、自主的に提出させること。
- (2) 「入札執行後、談合の事実が明らかと認められる場合には、入札を無効とする。」旨の警告は、別紙1を参考として警告事項を読み上げること。
- (3) 誓約書を提出したにもかかわらず、その後独占禁止法第3条若しくは第8条又は刑法第96条の3第1項若しくは第2項の違反があったと認められるときは、極めて不誠実な行為とみなし指名停止期間を加重して措置すること。

5 入札金額積算内訳書のチェック

入札金額積算内訳書は、入札に積算担当者を立ち合わせ、第1回の入札において、全入札者が入札書を入札した後で開札前に、積算担当者が入札金額積算内訳書の提出を求め、談合の形跡がないかを入念にチェックすること。

第4 その他

1 測量、建設コンサルタント業務等の入札に係る談合情報への対応

本マニュアルの規定は、建設工事に係る業務委託の入札に係る談合情報に

ついて準用する。

2 談合疑義事実への対応

職員が談合があると疑うに足る事実を得た場合にも、第1の1に準じて契約検査課長に報告し、契約検査課長は談合情報があった場合に準じて対応すること。

附 則

このマニュアルは、平成21年4月1日から適用する。

別記様式第1

談 合 情 報 報 告 書

平成 年 月 日

情報を受けた日時	平成 年 月 日 () 時 分
工 事 名	
発 注 担 当 課	
入 札 (予 定) 日	平成 年 月 日 () 時 分
情 報 提 供 者 (通 報 者)	・報道機関名 ・その他(企業名等) ・役職・氏名等 ・連絡先(住所等) (電話番号)
情 報 手 段	・電話 ・書面 ・面接 ・報道
情 報 の 内 容	
応 答 の 概 要	

応答者所属・職・氏名	
この件の問い合わせ先	

注) 情報が書面等の場合は、写しを添付のこと。また、参考資料等がある場合は、添付のこと。

別記様式第 2

平成 年 第 月 号
日

公正取引委員会事務総局
審査局管理企画課情報管理室長 様

渋川市長

談合情報に関連する資料の送付について

本市が発注する 工事（ 業務委託 ）の入札に係る談合情報に関連する資料を、別添のとおり送付いたします。

（事項）

- 1 談合情報報告書（写し）
- 2 事情聴取書（写し）
- 3 誓約書（写し）
- 4 入札調書（写し）
- 5 入札に関する報告（延期、中止、無効）
- 6 その他（契約解除等）
（該当するものに をする。）

平成 年 月 日
第 号

公正取引委員会事務総局
審査局管理企画課情報管理室長 様

渋川市長

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条の通知について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条に基づき、下記内容のとおり通知します。

- 1 談合情報報告書（写し）
- 2 事情聴取書（写し）
- 3 誓約書（写し）
- 4 入札金額積算内訳書（写し）
- 5 入札書（写し）
- 6 入札調書（写し）
- 7 入札に関する報告（無効、延期、取り消し）
- 8 その他関連資料
- 9 法第10条に該当すると疑うに足る事実について
- 10 本件連絡先
（該当する資料を添付すること。）

別記様式第3

事 情 聴 取 書

工 事 等 の 名 称

企 業 名
被事情聴取者職・氏名

事情聴取者職・氏名

事 情 聴 取 の 日 時
" 場 所

質問事項（参考例）	聴 取 内 容
1 工事の入札に先立ち、すでに落札業者が決定している（た）との情報がありましたが、そのような事実がありますか。	
2 本件工事について、他社の人と何らかの打ち合わせ、又は話し合いをしたことがありますか。	
3 あった場合、どのような内容の打ち合わせ、又は話し合いでしたか。	

別記様式第 4

誓 約 書

平成 年 月 日

渋川市長

あて

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

(代理人氏名

印)

このたび、下記の工事（業務委託）の競争入札に関し、刑法（明治40年法律第45号）並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の規定に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも当該法律等の規定を遵守することを誓約します。

また、今後、当該工事（業務委託）に関して、談合等の事実が明らかになった場合には、入札を無効に（契約を解除）されても、異議は申し立てないことを合わせて誓約いたします。

なお、この誓約書が公正取引委員会等に送付されても異議はありません。

記

1 工事等の名称

2 工事等の場所

注1 共同企業体の場合は、共同企業体、構成員及び代理人とすること。

2 本文中、「入札を無効に（契約を解除）」は、いずれか一方を削除すること。

別紙 1

入札執行に係る警告事項

- 1 本件入札について談合があったとの通報があったが、渋川市契約規則及び渋川市競争入札心得等の規定を遵守し、厳正に入札すること。
- 2 入札執行後、談合の事実が明らかと認められた場合には、渋川市契約規則及び渋川市競争入札心得等の規定により、入札は無効とする。
- 3 以上のとおり警告する。